

いじめ防止基本方針

令和2年4月

加賀市立南郷小学校

いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」いじめ防止対策推進法：第2条をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報するものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者への意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

【留意点】

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ・いじめには、多様な態様があることを鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- ・けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。下記のような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使

わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

＊好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合。

＊軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合。

ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、「いじめ問題対策チーム」において情報共有することは必要である。

（２）基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等にあたる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

（３）学校としての構え

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・チームでの対応（一人で抱え込まずに組織で対応）・「いじめを見逃さない」・外部に開かれた「風通しのよい」学校環境づくり |
|---|

- ・生命、人権を尊重し、差別やいじめを許さない信頼感に満ちた学校を築く。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切に
にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・すべての教職員が一致団結した組織的な指導体制により、対応する。
- ・小規模校のため、全職員が担任であるという意識を持ち、全校の児童を見守る。
- ・児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びに
いじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・日頃から、児童の言動を正確に把握する。
- ・いじめが解消したと即断するのではなく、継続して十分な注意を払い、折にふれて必要
な指導を行い、保護者と連携を図りながらみていく。
- ・外部に開かれた「風通しのよい」学校環境づくりを推進する。

いじめの未然防止のための取り組み（自己有用感を高める取り組み）

（１）魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）

- ・すべての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・すべての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見などを見逃さず、学級活動はもとより児童会活動などでも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ことが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

（２）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・さまざまな人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜びなどを理解できるよう、自然や生物とのふれ合いや幅広い世代との交流などの心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識などが育つ道德教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わるができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりをすすめる。

（３）全ての教育活動を通した指導

- ・教育活動全体を通じて、生徒指導の３機能を留意した指導を充実する。
- ① 児童に自己存在感を与える。
 - ② 共感的な人間関係を育成する。
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する。

（４）学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気作り

- ・児童会が中心となり「いじめを絶対に許さない」という意識を児童一人一人につけさせる。
- ・異年齢集団活動（縦割り活動）を通して、年間通して上級生と下級生が助け合い、素直に感謝の気持ちを表し、他人を思いやる心を育む。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機などの取り扱いに関する指導の徹底について、教職員および保護者の間で共通理解を図ることができるよう、保護者、教職員を対象とした「非行・被害防止講座」を実施し、「ネットいじめ」の事例をもとに、いじめ問題に対する理解を深め、家庭で果たすべき役割などについて考える機会とする。
- ・スマートフォンや通信型ゲーム機などを介した誹謗中傷への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育などについての指導を充実する。

いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査・Q-Uアンケートなどの実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめなどの問題行動の未然防止、早期発見、早期対応ができるよう、日常的な声かけ、定期的ないじめアンケート、Q-Uアンケートの実施など、多様な方法で児童の変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高める。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識を持って児童の相談にあたる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談担当を中心に、担任、養護教諭など、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解したうえで協力する。また、保護者や関係機関などと積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

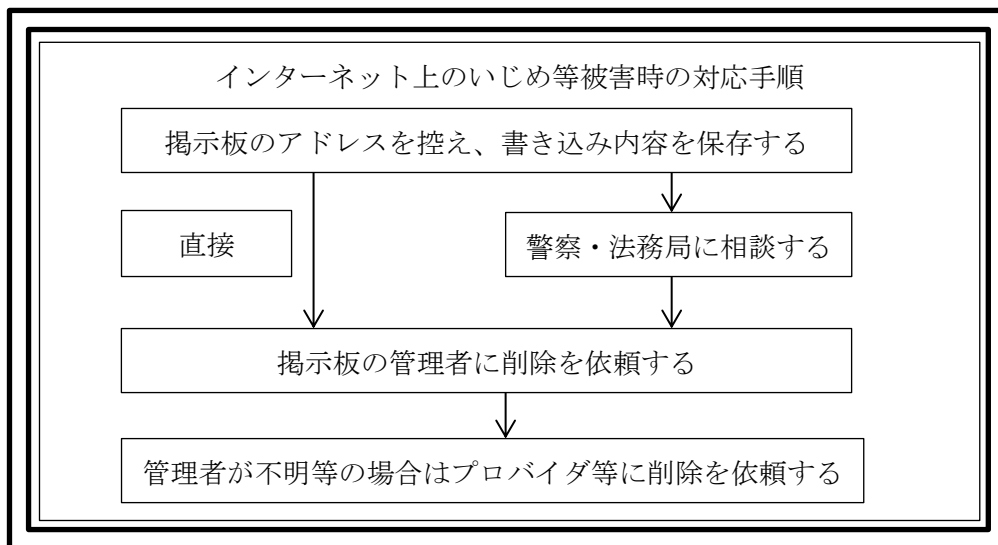
- ・年度当初の職員会や夏季休業中の研修の他、必要に応じて適宜研修を行い、各種啓発資料を活用したり、対応マニュアルを見直したりする。そして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるようにする。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、誠実に謝罪する。いじめた児童には、いじめは許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめた児童が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導にあたり、児童の今後に向けて一緒になって考えていく前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、解決のために、日頃から教育委員会や医療機関、警察、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、民生委員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携を行い、問題解決や未然防止に努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷などについては、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察などの関係機関と連携して解決にあたる。
- ・インターネット上のいじめ等被害時の対応手順



いじめに対する施策

(1) いじめに対する組織的対応

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止などに関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉などに関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止などの対策のための組織を置くものとする。

① 目的

いじめの未然防止、早期発見、早期対応などを実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止対策チーム」を常設する。

② 構成メンバー

学校職員：校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 養護教諭 教育相談担当
必要に応じて

学校職員以外：スクールカウンセラー、いじめ対応アドバイザー 学校医、PTA会長

③ 役割

ア 未然防止の推進など学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的検証

- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・いじめの防止などに向けた具体的な取り組みの進捗状況の確認・検証
- ・取り組みの実施中の記録や実施後の振り返り状況の確認
- ・授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視と情報の共有・報告 等

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・学校いじめ防止基本方針のすべての教職員に対する周知と啓発
- ・PDCA サイクルにおける取り組みの検証と改善策の共通理解
- ・各種調査や教育相談の内容・方法の検討及び結果の分析
- ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示 等

ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・PTA や関係機関などとの日常的な情報交換と相談しやすい関係の構築 等

エ 個別面談や相談の状況把握及びその集約

- ・各種調査や教育相談の進捗状況の把握
- ・相談事例の集約と内容の分析 等

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

- ・関係教職員の召集及び役割分担
- ・教職員からの情報収集及び整理 等

カ 発見されたいじめ事案への対応

- ・対応の方針の決定及び関係教職員への指示
- ・教育委員会への報告・相談

- ・対応の進捗状況の確認と関係教職員への助言や支援
- ・関係機関への協力要請
- ・いじめ対応アドバイザーの活用 等

キ 重大事態への対応

- ・教育委員会への報告・相談
- ・教育委員と連携した対応 等

(2) いじめへの対処に関する留意事項

いじめを発見した場合は、全体に対する指導で終わるのではなく、いじめを行っている児童、いじめを受けている児童への個別の指導を徹底するとともに、いじめを行っている児童、いじめを受けている児童双方の家庭にいじめの実態や経緯などについて連絡し、家庭の協力を求める。

また、「いじめを絶対に許さない」雰囲気を学校全体に醸成するためにも、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への指導も行う。

① いじめを受けている児童への対応

【学校】

- ・いじめを受けている児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを約束する。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員など誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめを行った児童の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たず、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめを受けている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置など、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭にのぞむこと】

- ・子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気にかけて、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえ

のない存在であることを理解させ、自信を持たせる。

- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

② いじめを行っている児童への対応

【学校】

- ・頭ごなしに叱るのではなく、いじめを受けた児童の心理的・肉体的苦痛を十分に理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・集団によるいじめの場合、いじめを行っていた中心者が、表面に出てこないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめを行った児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、どのような行為がいじめであるかをじっくりと説諭する。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・いじめを行った児童の背景や心理状態などを十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめが解決したとみられる場合でも、教師の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることもあるため、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭に臨むこと】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直しなどについて、本人と保護者が一緒に考える。

③ いじめを受けている児童の保護者への学校への対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんなささいな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校してもらったりして、話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめを受けている児

童を守り通すことを十分伝える。

- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯などを隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ、個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡するよう要請する。

④ いじめを行っている児童の保護者への学校の対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめを受けている児童や保護者のつらく悲しい気持ちに気づかせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめをうけた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・いじめを行った児童の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・児童の変容を図るために、児童の今後の関わり方や家庭教育の見直しなどについて、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

⑤ 周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への学校の対応

- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級活動や集会などにより、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせる。
- ・すべての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていく。

学校で分かるいじめ発見のポイント

ア いじめられている子どもが学校で出すサイン

※ 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点(特に変化がみられる点)	
朝の会	○遅刻・欠席が増える。 ○表情がさえず、うつむきがちになる。	○始業ぎりぎりの登校が多い。 ○出席確認の声が小さい。
授業開始時	○忘れ物が多くなる。 ○用具、机、いすなどが散乱している。 ○一人だけ遅れて教室に入る。	○涙を流した気配が感じられる。 ○周囲が何かとざわついている。 ○席を替えられている。
授業中	○正しい答えを冷やかされる。 ○発言に対し、しらけや嘲笑が見られる。 ○責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる。 ○ひどいアダ名で呼ばれる。	○グループ分けで孤立することが多い。(机を合わせないなど) ○保健室によく行くようになる。 ※不真面目な態度で授業を受ける。 ※ふざけた質問をする。 ※テストを白紙で出す。
休み時間	○一人でいることが多い。 ○わけもなく階段や廊下などを歩いている。 ○用もないのに職員室などに来る。 ○遊びの中で孤立しがちである。 ○プロレスごっこで負けることが多い。	○集中してボールを当てられる。 ○遊びの中で、いつも同じ役をしている。 ※大声で歌を歌う。 ※仲良しでない者とトイレへ行く。
給食時間	○食べ物にいたずらをされる。 ○グループで食べる時、席を離している。 ○その子どもが配膳すると嫌がられる。	○嫌われるメニューの時に多く盛られる。 ※好きなものを級友に譲る。
清掃時	○目の前にごみを捨てられる。 ○最後まで一人でする。 ○いすや机がぼつんと残る。	※さぼることが多くなる。 ※人の嫌がる仕事を一人でする。
放課後	○衣服が汚れていたり、髪が乱れていたりする。 ○顔にすり傷や鼻血の跡がある。 ○急いで一人で帰宅する。	○用事がないのに学校に残っている日がある。 ※他の子の荷物を持って帰る。

イ いじめている子どもが学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点(特に変化がみられる点)	
授業中	○文具などを本人の許可もないのに勝手に使っている。 ○プリントなどの配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする。 ○自分の宿題をやらせている。	○指名されただけで目配りし、嘲笑する。 ○後ろからイスを蹴ったり、文具などで体をつついたりしている。 ○授業の後片付けを押し付けている。
休み時間	○嫌なことを言わせたり、触らせたりしている。 ○けんかするよう仕向けている。	○移動の際など、自分の道具を持たせている。 ○平気で蹴ったり、殴ったりしている。
給食時間	○配膳させたり、後片付けさせたりしている。 ○自分の嫌いな食べ物を押し付ける。	○自分の好きな食べ物をむりやり奪う。
清掃時	○雑巾がけばかりさせている。 ○雑巾をしぼらせている。	○机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする。
放課後	○自分の用事につき合わせる。	○待たせて一緒に帰る。

ウ 注意しなければならない様子

様子など	観察の視点(特に変化がみられる点)	
動作や表情	○活気がなく、おどおどしている。 ○さびしそうな暗い表情をする。 ○手遊びが多くなる。 ○独り言を言ったり急に大声を出したりする。	○視線を合わさない。 ○教師と話すとき、不安な表情をする。 ○委員を辞めるなどやる気を失う。 ※言葉遣いが荒れた感じになる。
持ち物や服装	○教科書などにいたずら書きされる。 ○持ち物、靴、傘などを隠される。	○刃物など、危険なものを保持する。 ○服装が破れたり、乱れたりしている。
その他	○日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写があらわれる。 ○教科書、教室の壁、掲示物などに落書きがある。 ○インターネットや携帯電話・スマートフォン等のメールに悪口を書きこまれる。 ○SNSのグループから故意に外される。	○教材費、写真代等の提出が遅れる。 ○飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする。 ○下駄箱の中に嫌がらせの手紙などが入っている。 ※校則違反、万引きなどの問題行動が目立つようになる。

(3) 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法 第28条第1項第1号に規定する「重大事態」

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

いじめ防止対策推進法 第28条第1項第2号に規定する「重大事態」

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

① 重大事態の発生と報告

ア 重大事態の意味

○生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い

- ・児童が自殺を図った場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品などに重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- ・「相当の期間」の目安は年間30日
- ・一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会または学校の判断により迅速に調査に着手

イ 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

② 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行う。

学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。

いつ（いつごろ）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査を実施する際は、いじめを受けた児童を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

③ 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめの行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、教育

委員会の指導の下、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめをうけた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

主な相談機関

24 時間子供 SOS 相談テレホン	0 7 6 - 2 9 8 - 1 6 9 9	24 時間受付
石川県こころの健康センター	0 7 6 - 2 3 8 - 5 7 5 0	月～金 8 : 30～17 : 15
石川県家庭教育電話相談	0 7 6 - 2 6 3 - 1 1 8 8	月～土 9 : 00～13 : 00
石川県中央児童相談所	0 7 6 - 2 2 3 - 9 5 5 3	月～金 8 : 30～17 : 45
こどもの人権 1 1 0 番 (金沢地方法務局)	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0	月～金 8 : 30～17 : 15
いじめ 1 1 0 番 (県警少年課)	0 1 2 0 - 6 1 - 7 8 6 7	24 時間受付
加賀市子ども育成相談センター	0 7 6 1 - 7 3 - 0 1 1 8	月～金 9 : 00～17 : 00
加賀市こころの電話	0 7 6 1 - 7 3 - 0 1 1 7	月～金 9 : 00～20 : 00
チャイルドラインいしかわ	0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7	月～土 16 : 00～21 : 00